

介護給付費等の 過誤申立マニュアル

令和7(2024)年5月
和光市 健康部
長寿あんしん課

目次

1	過誤調整とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	過誤調整の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	過誤調整による支払額の例・・・・・・・・・・・・・・	3
4	申立方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	過誤申立書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

1 過誤調整とは

過誤調整とは、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）で審査決定・支払いが行われた介護給付費明細書の請求内容に誤りがあった場合に、誤りがあった請求を取下げの処理のことです。

事業者は、保険者（和光市）に『過誤申立書』を提出し、誤りがあった介護給付費明細書の取下げ（介護給付費の返還）を行った上で、正しい内容での請求（再請求）を行います。

過誤申立ては、請求明細書単位で行うため、「加算のみ」「日数のみ」など一部だけの取下げはできません。

【注意事項】

- (1) 申立てできる対象者は、和光市の被保険者に限ります。対象者が他市町村の被保険者である場合は、各保険者にお問い合わせください。
- (2) 40～64 歳の方で、医療保険未加入の方（みなし 2 号※「H 番号」の方）は、長寿あんしん課では受給者台帳の管理していないため、福祉部生活支援課に確認してください。
- (3) 国保連で審査決定済（支払済）である必要があります。「返戻」「保留」となっているものは過誤調整を行う必要はありませんので、正しい内容に修正の上、再請求をしてください。

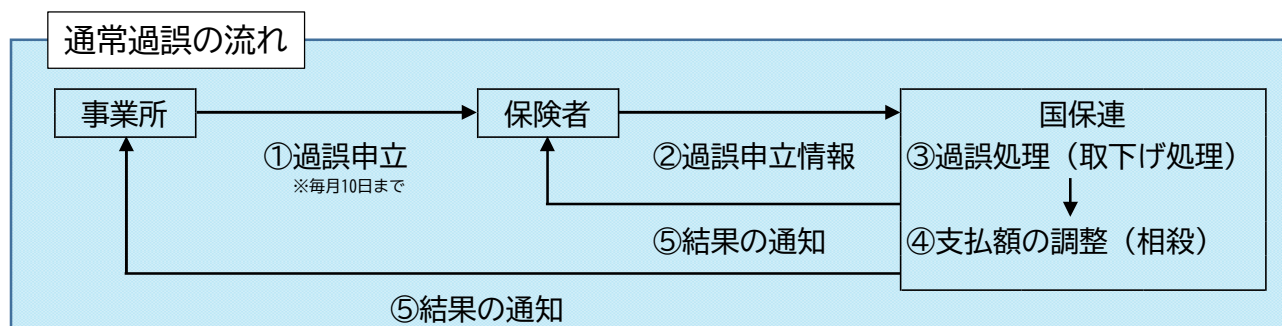
2 過誤調整の種類

過誤調整には、「通常過誤」と「同月過誤」があります。特別の事情（返還等により過誤申立ての件数が多く、事業所の運営に支障をきたす恐れがある等）がない場合は、通常過誤により申立てしてください。

(1) 通常過誤

介護給付費明細書の取下げのみを行う方法です。原則、毎月10日までに過誤申立書を当市まで提出してください。再請求がある場合は、国保連から届く「過誤決定通知」を確認した後（翌月以降）に、国保連に対して再請求を行ってください。

事業所への支払確定額は、通常の介護給付審査決定額から過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を差し引いた額（相殺）になります。

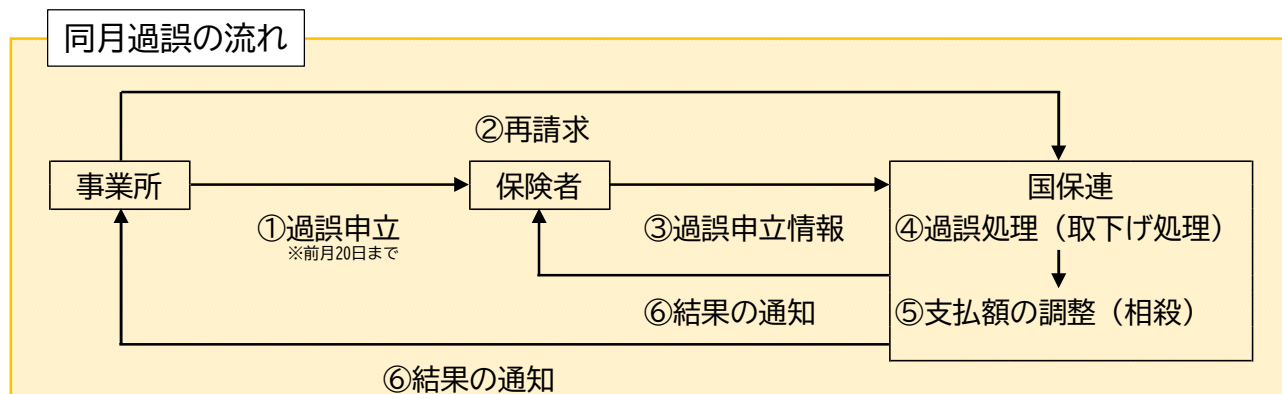


(2) 同月過誤

介護給付費明細書の取下げと再請求を同一の審査月で行う方法です。返還金の精算等の過誤申立ての件数・金額が多い場合は、通常過誤により過誤申立てを行うと、取り下げる金額が、過誤処理月に事業所が請求する通常の審査支払額を上回る場合があります。返還金が請求額を上回ると支払い決定額がマイナスになり、納付書により国保連に対して支払いすることになります。

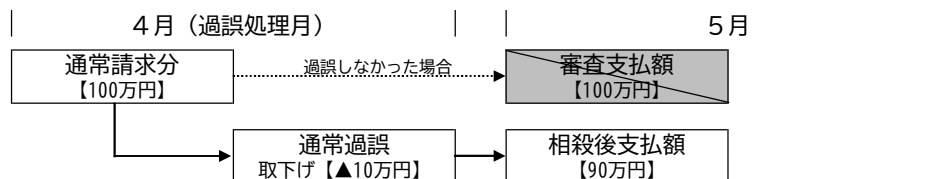
このような事態を防ぐために、過誤処理と当該過誤処理に係る再請求を同一月に処理することで、差額分だけの調整を行うことができます。

同月過誤は、国保連に対しての請求を伴うものであるため、当市への過誤申立書の提出は、原則、過誤申立を行う前月の20日までに提出してください。



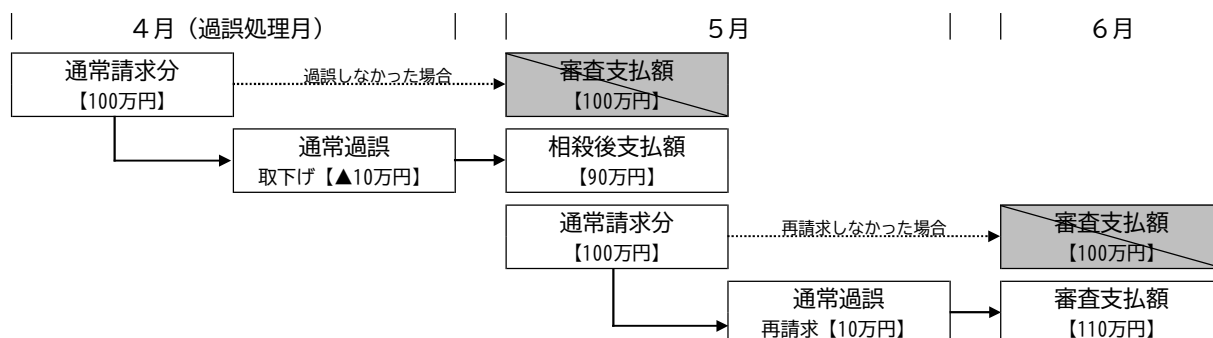
3 過誤調整による支払額の例

(1) 請求の取下げのみを行う場合



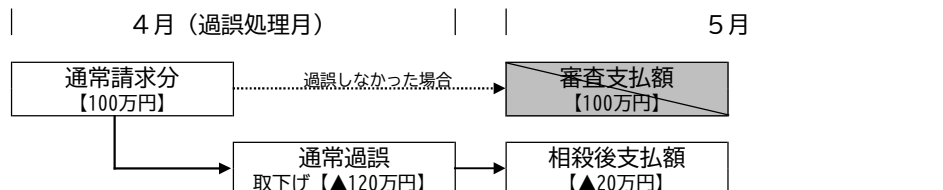
※通常請求分から過誤申立による取下分が相殺されて支払われます。

(2) 請求の取下げの後、再請求を行う場合



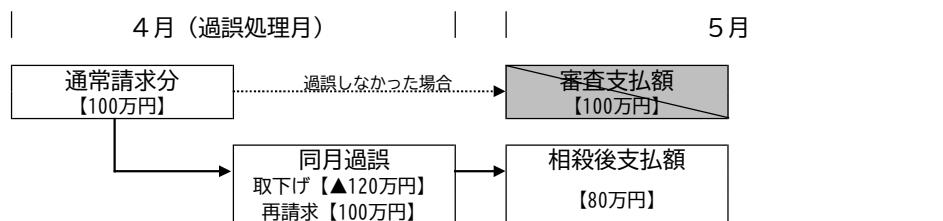
※過誤申立により取下決定がされた翌月以降に再請求を行ってください。

(3) 請求の取下げ額が、通常の請求を超える場合



※通常請求分より過誤申立による取下分額が多い場合は、納付書により支払いをします。

(4) 同月過誤により、再請求する場合



※通常請求分から過誤申立による取下分が相殺され、再請求分が加えられた額が支払われます。

4 申立方法

国保連で審査決定・支払いが行われた翌月以降で、原則、毎月10日までに当市に「通常過誤申立書」を郵送・持参又はE-mailにより提出してください。

E-mailにより提出する場合は、メールの件名を「介護給付費過誤申立書の提出」としてください。**個人情報保護のため、FAXによる提出は行わないでください。**

特別の事情（返還等により過誤申立ての件数が多く、事業所の運営に支障をきたす恐れがある等）がある場合は、同月過誤により申立てしてください。同月過誤は、埼玉県国保連合会に「同月過誤処理依頼書」を提出すると同時に、当市にも「同月過誤申立書（同月過誤処理依頼書兼介護給付費過誤申立書）」を提出してください。また、申立書には、再請求予定月を記載してください。

※過誤件数が20件を超える場合は、事前に担当課までご連絡ください。過誤処理月等について調整させていただく場合があります。

※同月過誤により申立てする場合は、事前に担当課までご相談ください。

【提出先】

和光市役所 1階 健康部 長寿あんしん課 介護保険担当

〒351-0192 和光市広沢 1-5

E-mail: d0300@city.wako.lg.jp

5 過誤申立書の様式

市のホームページに以下の書類をエクセルで掲載しています。通常過誤を申立てする場合は、(1)通常過誤申立書を提出してください。特別の事情により、同月過誤を申立てする場合は、(2)同月過誤申立書を提出してください。

(1) 通常過誤申立書（介護給付費過誤申立書）

(2) 同月過誤申立書（同月過誤処理依頼書兼介護給付費過誤申立書）

【介護給付費等の過誤申立窓口】

和光市役所 1階 健康部 長寿あんしん課 介護保険担当

〒351-0192 和光市広沢 1-5

E-mail d0300@city.wako.lg.jp

TEL 048-424-9125